

商工業起業家奨励金

赤磐市内で商工業を新たに創業した起業家が、将来にわたり専業として商工業経営を続け、自信と誇りを持った経営を確立するとともに、地域商工業発展の中核者として育成するため、奨励金を交付します。



奨励金額

1件 **20** 万円
(1事業者1回限り)

交付の対象となる方

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者であって、下記の①～④を満たす方が対象となります。(④は個人事業主の方のみ)

- ① 赤磐市内に住所を有し、新たに赤磐市内で商工業を創業していること(※)
※個人事業主:赤磐市の住所で開業届を出している方、法人:本店住所が赤磐市内で登記されている企業
- ② 創業して**1年以上経過し2年以内**であること
- ③ 市税の滞納がないこと
- ④ **【個人事業主のみ】**赤磐商工会員であること

↓ 申請書はこちらから ↓

赤磐市ホームページでダウンロードしてください。
<https://www.city.akaiwa.lg.jp/jigyousya/shien/2703.html>
※右のQRコードからホームページに移動できます。



詳細は裏面を
ご覧ください

問い合わせ・申請先

- 赤磐市役所 商工観光課 (〒709-0898 赤磐市下市344)
Tel:086-955-6175 Mail:syokokanko@city.akaiwa.lg.jp
- 赤磐商工会 (〒709-0816 赤磐市下市357-7)
Tel:086-955-0144 Mail:akaiwa@okasci.or.jp

赤磐市商工業起業家奨励金 申請について

① 申請方法

(1) 提出書類等

個人事業主の方はア～オ、法人の方はア～ウ及びカを提出してください。

【共通】

- ア 赤磐市商工業起業家奨励金交付申請書（様式第1号）
- イ 経営計画表 ※作成については赤磐商工会のサポートが受けられます。
- ウ 市税の完納証明書 ※本庁税務課・各支所市民生活課で発行できます。

【個人事業主のみ】

- エ 赤磐商工会会員証明書 ※赤磐商工会が発行します。
- オ 個人事業の開業・廃業届の写し

【法人のみ】

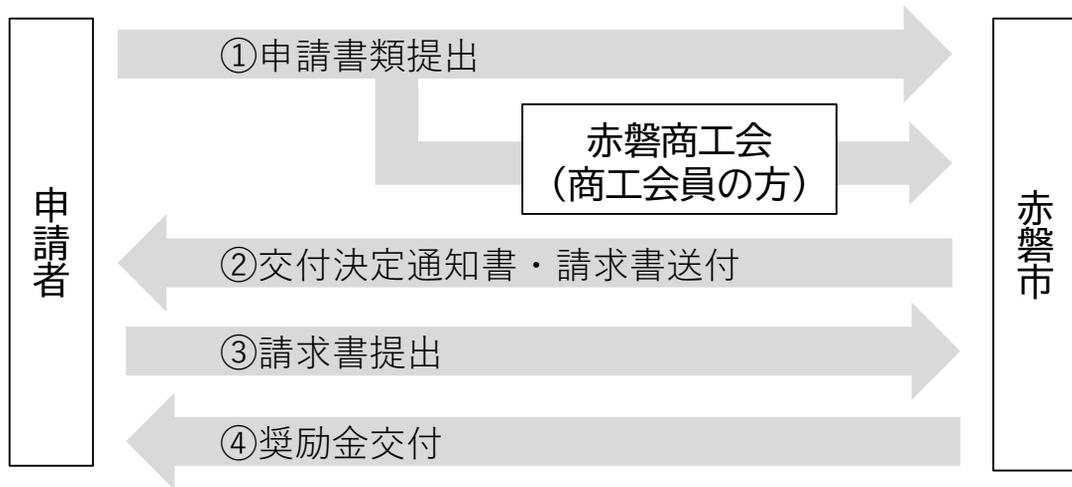
- カ 法人登記簿謄本の写し
 - ・提出いただいた申請書類及び添付書類などについては、返却いたしません。
 - ・内容により、追加で関係書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 提出先

赤磐市商工観光課まで窓口または郵送で提出してください。なお、赤磐商工会員の方は、商工会経由で申請ができます。

- ・〒709-0898 赤磐市下市344
赤磐市 産業振興部 商工観光課
- ・〒709-0816 赤磐市下市357-7（赤磐市山陽産業会館1階）
赤磐商工会 本部

② 交付までの流れ



③ 注意事項

(1) 申請期間内（創業後1年経過し、2年以内）に余裕をもって申請できるようご協力をお願いします。

(2) 交付の対象外となる方は以下のとおりです。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する起業家
- イ 法人においては、社名又は代表者変更となる起業家
- ウ 親に代わって、子及び親族が経営者となる起業家
- エ 仮設テント、仮設店舗で事業を行う起業家
- オ その他市長が適切でない判断する事業を行う起業家